

介護・診療・調剤報酬ファクタリングご利用規定

第 1 条 介護・診療・調剤報酬ファクタリング

介護・診療・調剤報酬ファクタリング(以下「この取引」と言う。)とは、介護保険事業者、医療機関、調剤薬局等(以下「事業者」と言う。)が毎月、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金、各市区町村等(以下「国保連等」と言う。)へ請求する、介護給付費、医療費、調剤費等の一切の請求債権(以下「報酬債権」と言う。)をスルガ銀行株式会社(以下「当社」と言う。)が買取るサービスを言います。

第 2 条 サービス契約の成立

1. この取引を利用しようとする事業者は、申込書その他当社所定の書類により、当社所定の期間の報酬債権を当社に譲渡する旨の申込みをします。
2. 事業者は前項の申込みを行うときは、当社所定の期間の報酬債権を当社に譲渡する旨の国保連等へ宛てた債権譲渡通知書に付随する追認書または補完通知書に記名押印し、当社に交付するものとします。
3. 事業者が第 1 項の譲渡の申込みを行う報酬債権は、前項の債権譲渡通知書等に記載した期間に生じる報酬債権とします。
4. 当社が事業者からの申込書類を審査し、適当と認めた場合に、当社は前項の譲渡通知書を e 内容証明(電子内容証明)、および追認書または補完通知書を簡易書留で国保連等に宛て送付します。
5. 前項の譲渡通知書等が国保連等に到着し、当社所定の手続が完了した時点をもって、事業者から当社に対し、第 1 項の当社所定の期間の報酬債権の譲渡があったものとし、この取引を開始するものとします。
6. 事業者は、この取引を行うにあたっては、当社に事業者名義の普通預金口座を有しないときは普通預金口座を開設し、債権譲渡代金の入金および決済の預金口座として指定する(以下「指定口座」と言う。)ものとします。

第 3 条 譲渡代金の支払い

1. 事業者は、毎月 1 日から末日までの報酬債権の額を集計し当社へ通知し、報酬債権の譲渡代金の支払いを求めるものとします。

【報酬債権請求代行会社を利用する場合】

- ① 事業者は、毎月 1 日から末日までの報酬債権の額を集計し、報酬債権請求代行会社を通じて、当社へ通知し、報酬債権の譲渡代金の支払いを求めるものとします。
- ② 当社は、通知を受けた報酬債権の額に対し、当社所定の割合を乗じた額(ただし、1 万円未満は切り捨て。以下「譲渡代金」という。)を、通知を受けた 5 営業日以内に指定口座へ入金します。

【報酬債権請求代行会社を利用しない場合】

- ③ 事業者は、毎月 1 日から末日までの報酬債権の額を集計し、当社所定の方法により、原則翌月 10 日までに当社へ通知して、報酬債権の譲渡代金の支払いを求めるものとします。

④当社は、通知を受けた報酬債権の額に応じた譲渡代金を、通知を受けた日を基準日(毎月10日)とし基準日の5営業日以内に指定口座へ入金します。

- 2.事業者または報酬債権請求代行会社が当社へ通知する第1項の報酬債権の額が、当社所定の基準に照らし、従前の各月の報酬債権の額に比して過大である場合は、当社は前月の報酬債権の額に準じた額で当社が相当と判断する額を基準とし、その額から当社所定の割合を乗じた額を控除した残額を入金するものとします。
- 3.この取引の利用に際しては、当社は毎月の報酬債権の譲渡代金支払いの都度、事業者から当社所定の手数料を徴収します。この手数料は、国保連等から当社に対し、報酬債権の振込があった金額から当該報酬債権に対応する譲渡代金を控除した金額を入金する時に、その金額から控除することにより徴収するものとします。
- 4.前項の手数料の額率、支払時期および支払方法は、金融情勢の変化その他相当の事由が生じた場合は、一般に行われる程度のものに変更することがあります。
- 5.国保連等から当社に対し、報酬債権の振込があった時は、当社は振込があった当社2営業日以内に、上記振込金額から既に事業者へ支払った当該報酬債権に対応する譲渡代金と第3項の手数料を控除した残額を、指定口座へ入金します。
- 6.当社は、国保連等から前項に基づき、譲渡代金と国保連等の当社に対する報酬債権の振込額との過不足を算出し、国保連からの振込額が譲渡代金を下回る時は、事業者に対し、当社所定の手続により、不足額の返還および第3項の手数料を請求します。
- 7.前項の場合、当社は、国保連等からの報酬債権の振込日から3営業日後に、不足額および手数料額(以下、「不足額等」という)を事業者の指定口座から引き落とし、不足額の返還および手数料支払を受けるものとします。事業者は、上記弁済の日の前々日までに、不足額等を指定口座に入金するものとします。
- 8.前項による事業者の指定口座からの引き落としは、当社の普通預金規定にかかわらず、通帳、カードまたは払戻請求書等の提出なしに、当社所定の方法により取扱います。

第4条調査

- 1.事業者が国保連等に提出した書類およびそれに付随する資料等について、当社は国保連等において閲覧できるものとします。
- 2.事業者は当社の調査の要求に応じて適時に決算書、税務申告書類等その他関連資料を提出するものとします。
- 3.事業者の財産、経営、業況、毎月の報酬債権の額について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、当社から請求がなくても直ちに報告するものとします。
- 4.第6条第1項(2)が生じた場合は、事業者は当社に対し直ちに、第4条第2項により決算書、税務申告書類等その他関連資料を提出するものとします。

第5条期限の利益の喪失

- 1.事業者について次の各号の事由が一つでも生じた場合、事業者は、当社から通知催告等がなくても当社に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

- (1)支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがあった時。
 - (2)手形交換所の取引停止処分を受けた時。
 - (3)事業者の預金その他事業者の有する債権について仮差押え、差押え、保全差押え命令、通知が発送された時。
 - (4)住所変更の届出を怠るなど事業者の責めに帰すべき事由によって、当社に事業者の住所が不明となった時。
 - (5)介護事業免許、医師免許等、事業者が当該事業を行うために必要な許認可等の消滅、取消し等があった時。
- 2.次の場合には、当社の請求によって当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
- (1)事業者が債務の一部でも履行を遅延した時。
 - (2)手形不渡りがあった時。
 - (3)担保の目的物について差押え、または競売手続きの開始があった時。
 - (4)事業者が本規定その他当社との一切の取引規定のいずれかに違反した時。
 - (5)前各号の他、事業者に債権保全を必要とする相当の事由が生じたと当社が判断した時。

第 6 条代金支払いの留保、買戻し

- 1.事業者について次の各号の事由が一つでも生じた場合、当社は、その事由が生じた以降に事業者に支払うべき譲渡代金の支払いを、当該事由が解消するまでの間、留保することができるものとします。
 - (1)前条第 1 項および第 2 項の各号の事由が一つでも生じた時。
 - (2)事業者が、第 3 条第 6 項の不足額の返還請求に応じず、同条第 7 項の引落とし額が不足額の全額に満たない時。
 - (3)当社が事業者から譲り受けた報酬債権に架空の給付に基づくなどの瑕疵があった時。
- 2.当社が、事業者に対し、不足額その他の請求債権を有する場合、当社は、前項に基づき支払いを留保した譲渡代金と上記請求債権とを相殺することができるものとします。
- 3.当社が事業者から譲り受けた報酬債権に、架空の給付に基づくなどの瑕疵があったときは、当社は、事業者に対し、事業者が第 3 条第 1 項に基づき当社に通知した金額をもって瑕疵ある報酬債権を買戻すよう請求することができるものとします。この場合の買戻し代金にかかる請求債権については、前項の規定を適用します。

第 7 条事務取扱手数料

- 1.この取引の利用に際しては、第 3 条第 1 項の第 1 回目の入金日に、事業者から、当社所定の手事務取扱手数料を、事業者の指定口座から引き落とす方法により徴収します。
- 2.第 10 条第 1 項によりこの取引の更新がなされた場合には、更新後最初に到来する譲渡代金が入金日に、事業者から、当社所定の更新手数料を、事業者の指定口座から引き落とす方法により徴収します。

3.事業者の指定口座からの引落しは、当社所定の普通預金規定にかかわらず、通帳、カードまたは払戻請求書等の提出なしに、当社所定の方法により取扱います。

第 8 条解除

- 1.第 5 条第 1 項および第 2 項各号の事由、または第 6 条第 1 項各号の事由が一つでも生じた時は、当社は、直ちにこの取引を解除することができるものとします。この場合、解除の意思表示の通知が到達するまでに事業者が支払いを求めた譲渡代金については、第 6 条に基づき支払いを留保する場合を除く他は、第 3 条にしたがい事業者を支払うものとします。
- 2.前項の解除は、当社の事業者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第 9 条損害金

事業者が当社に対する債務を約定支払日に支払わなかった場合の損害金の割合は 14%(年 365 日の日割計算)とします。また、約定支払日とは、第 3 条第 6 項および第 7 項に該当する事業者の場合には、国保連等から当社への振込日の前日を言います。

第 10 条期間、解約、更新

- 1.この取引により事業者が当社に対し譲渡する報酬債権は、当社所定の期間に発生する債権を対象とします。ただし、第 2 条第 2 項の債権譲渡通知書に記載した報酬債権の発生期間満了日の 2 か月前までに、当社または事業者から書面による解約の申し入れがない場合は、この取引は同じ条件にて当社所定の期間で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2.前項の更新の場合、当社所定の手続きにより、前項の報酬債権の発生期間満了日の 2 か月前までに、第 2 条第 2 項の債権譲渡通知書等を再度提出するものとします。
- 3.第 1 項の定めにかかわらず、当社は、事業者に対し、いつでもこの取引の解約を申し入れることができるものとします。この場合、解約の通知が事業者に到達するまでに事業者が支払いを求めた譲渡代金については、第 6 条に基づき支払いを留保する場合を除く他は、第 3 条に従い事業者を支払うものとします。

第 11 条秘密保持

事業者は、当社に譲渡する報酬債権に係る介護および医療給付費等の給付を受けた国民健康保険及び社会保険被保険者に関する情報を、事業者の責任において厳重に管理するものとします。

第 12 条免責事項

1.通信手段の障害

当社の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害並びに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

2.振込み・入金処理

当社所定の時限間際、振込事務の繁忙日等やむを得ない事由がある場合には、本規定で指定される日の翌営業日に処理することがあります。

3.災害等による免責

次の各号の事由により譲渡代金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については当社は一切責任を負いません。

(1)災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった時。

(2)当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた時。

(3)国保連等の責に帰すべき事由により入金不能、入金遅延があった時。

4.事業者が当社所定の手続に従わなかったことにより、当社に譲渡する報酬債権に係る介護および医療給付費等の給付を受けた国民健康保険および社会保険被保険者に関する情報が第三者に漏洩し、または悪用された場合、被保険者からのクレーム、損害賠償請求等は事業者の責任において解決にあたり、当社に一切の責任および損害を負わせないものとします。

第 13 条届出事項の変更等

1.印章、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の書面によって届出るものとします。

2.前項の届出を怠ったため、当社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 14 条法人・個人情報の利用に関する同意

この取引を利用、または利用しようとする事業者および事業者の代表者は、申込み時に記入された属性等の情報および前条に基づき届出られた属性等の情報を、この取引の業務の処理を委託した業者に、委託業務の処理に必要な範囲で利用させる事に同意します。

第 15 条規定の準用

本規定に定めない事項については、事業者の指定口座にかかる各種規定、介護および医療等に係る法律、国保連等における各種取引規定により取扱います。

第 16 条規定の変更

当社は本規定の内容を、事業者に事前に通知することなく任意に変更することができるものとします。変更日以降は変更後の内容にてご利用いただきます。なお、当社の任意の変更によって損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第 17 条合意管轄

本規定に関する訴訟については、当社本店またはお取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上